

# 財政状況等一覧表用語解説

## 1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）

一般会計と特別会計	一般会計は、議会費や総務費、教育費といった自治体の基本的な経費が網羅して計上されるが、国民健康保険事業など特定の収入がある事業を行うため、一般会計と区分して経理する必要がある場合に特別会計を設置することができる。
普通会計	普通会計は、統計上統一的に用いられる会計区分で、一般会計と公営事業会計を除く特別会計を合算した会計区分をいう。
財産区	自治体の一部で財産を有し、または公の施設を設けているもの。その財産や公の施設の管理・処分についてのみ権能をもつ。
形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額。
実質収支	形式収支から翌年度に繰り越す必要がある財源を控除した純粋な剰余金。
地方債	自治体が必要な財源を調達するために負う借金。
繰入金	一般会計と特別会計などの会計間でおこなう現金の移動をいう。
基金	特定の目的のために資金を積み立て、又は運用するために設けられる財産。

## 2 1以外の特別会計の財政状況（公営事業会計に係るもの）

公営事業会計	競馬や競輪、競艇などの公営競技に係る収益事業会計、国保特別会計、老人保健事業特会、介護保険特会などと、水道、下水道、病院、交通などの公営企業会計を指す。
総収益	その期の営業活動に伴う収益。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業収益（料金収入等）</li> <li>・ 営業外収益（受取利息・他会計補助金等）</li> <li>・ 特別利益（固定資産売却益等）</li> </ul>
総費用	その期の営業活動に伴う費用。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業費用（人件費・物件費等）</li> <li>・ 営業外費用（支払利息等）</li> <li>・ 特別損失（固定資産売却損等）</li> </ul>

<b>純損益</b>	法適用企業における、総収益から費用を差し引いた額のこと。純損益の数値がプラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼ぶ。
<b>不良債務</b>	流動負債の額が流動資産の額を上回る場合、その上回る額をいう。これが発生していることは、資金不足が生じていることを意味する。
<b>累積欠損金</b>	営業活動によって欠損を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金、資本剰余金等により補てんできなかった各事業年度の損失（赤字）額が累積されたものをいう。
<b>法適用企業</b>	地方公営企業法の適用を受ける事業。 ・水道、工業用水道、病院、電気事業等
<b>法非適用事業</b>	地方公営企業法を適用せず、地方自治法、地方財政法等の適用を受ける事業。 ・下水道事業、簡易水道事業、宅地造成事業等
<b>経常収支比率</b>	経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すものである。この比率が高いほど、経常利益率が良いことを意味する。

### 3 関係する一部事務組合等の財政状況

<b>一部事務組合</b>	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するため、これらの地方公共団体を構成員として設立する組合。
---------------	---

### 4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

<b>経常損益</b>	当該法人等の経常的な経営活動から生ずる経常収益と経常費用の差額をいい、経営状態を示すものである。一般的にこの数字が大きいところは、利益をあげていると言える。
<b>資本</b>	当該法人等の経営における元手（財産等）を表すものである。
<b>正味財産</b>	今すぐに資産をすべて現金化し、負債を全部返済した際に手元に残る本当の財産の額で、上記「資本」と同じ意味。この表では、土地開発公社でのみ使われている。
<b>出資金</b>	市町村が当該法人の債権や株式を取得したり、財団法人の寄附行為に係る出捐金を支出する経費をいう。
<b>補助金</b>	当該法人等の行う事務や事業に対し、その助成あるいは財政上の援助を与えるために市町村が交付するお金を意味する。

<b>貸付金</b>	市町村が当該法人等へ貸しているお金を意味する。
<b>債務保証</b>	当該法人等が受けた融資等について、当該市町村がその返済を保証することをいい、破綻等で融資の返済不能となった場合、市町村が代わりにその金融機関等に返済するようになるもの。
<b>損失補償</b>	当該法人等が受けた融資等について、当該市町村がその返済を保証することをいい、破綻等で融資の返済不能となった場合、市町村が代わりに金融機関等にその「損失」の一定割合又は一部を返済するようになるもの。

## 5 財政指数

<b>財政力指数</b>	<p>当該団体の財政力を表す指標で、この数値が「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされている。</p> <p>算定方法は、基準財政収入額（標準的な状態において見込まれる税収入）を基準財政需要額（自治体が合理的かつ妥当な水準における行政を行った場合の財政需要）で除して得た数値の過去3ヶ年平均。</p>
<b>実質収支比率</b>	<p>実質収支を標準財政規模（その団体が、合理的かつ妥当な水準で行政運営を行うための標準的な一般財源の規模）で除した指標で、決算収支の状況を表すもの。</p> <p>一般的には、この実質収支比率が3～5%の範囲にあるのが望ましいとされている。</p>
<b>実質公債費比率</b>	<p>地方税や普通交付税のように用途が特定されておらず、自治体に毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものに充当されたものの割合。</p> <p>この比率が18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上の団体は一部の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は災害関係を除く一般公共事業債などの補助事業に関する起債も制限される。</p>
<b>経常収支比率</b>	<p>経常的な歳出の経常的な収入に対する割合で、財政構造の弾力性を示す指標。この比率が高くなるほど財政が硬直化していることを示す。</p>